令 和　 8年 度

業務設計書（公示用）

業務名：　社会資本整備総合交付金事業　令和8年度　大規模盛土造成地変動
予測調査　第二次スクリーニング(厚別東地区ほか1地区)

令和　 8年　 5月　　単価適用

都市局　市街地整備部　開発指導課

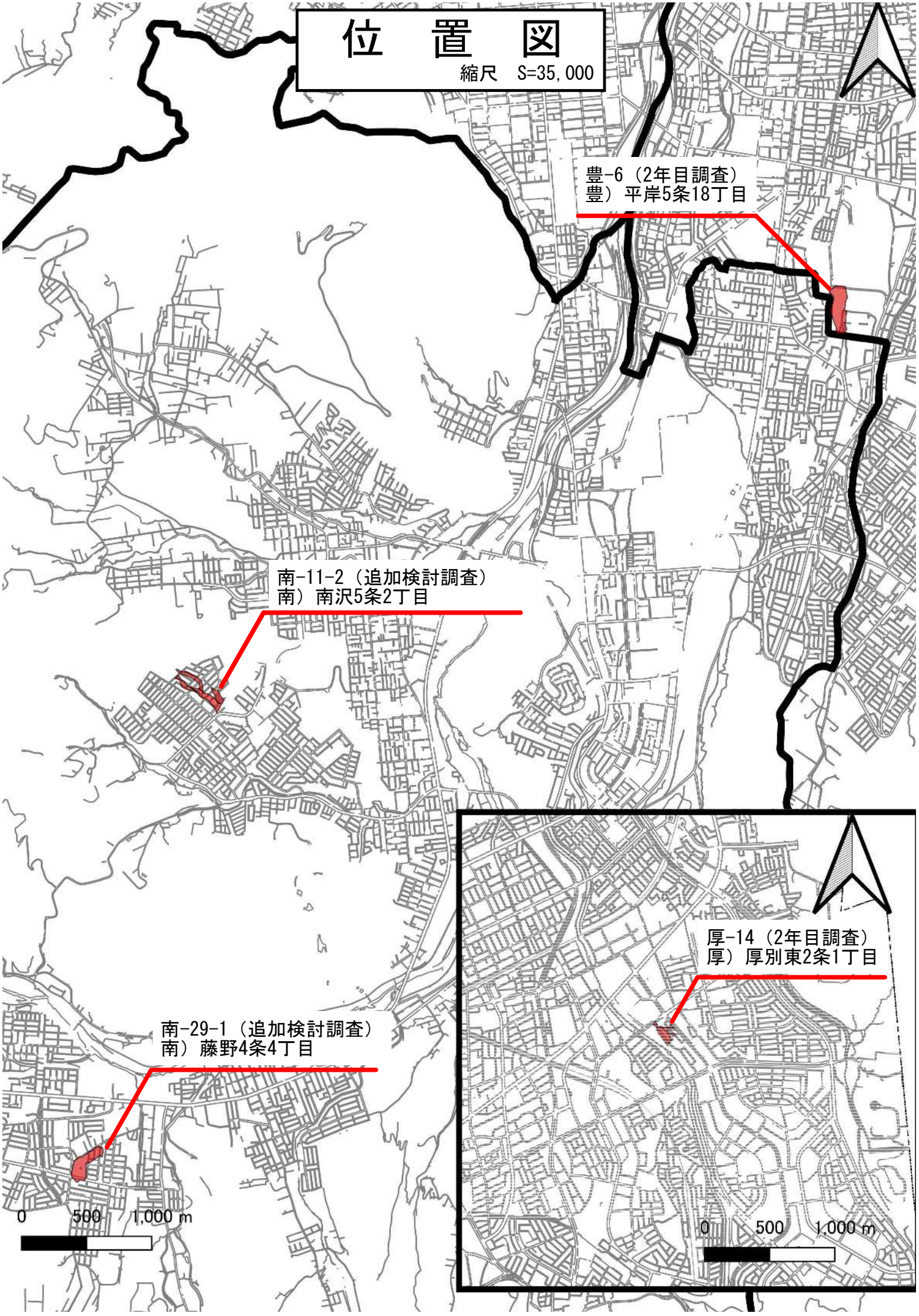
位　置　図
縮尺　S=35,000
豊-6（2年目調査）
豊）平岸5条18丁目
南-11-2（追加検討調査）
南）南沢5条2丁目
南-29-1（追加検討調査）
南）藤野4条4丁目
厚-14（2年目調査）
厚）厚別東2条1丁目
0
500
1,000 m
0
500
1,000 m

位　置　図

縮尺　S=2,500



（南-11-2）
機械ボーリングφ66　：10m
機械ボーリングφ86　：3m
機械ボーリングφ116：3m
標準貫入試験　：N=9回
サンプリング　：N=3本
土粒子密度試験：N=3試料
含水比試験　：N=3試料
粒度試験　：N=3試料
液性限界試験　：N=1試料
塑性限界試験　：N=1試料
湿潤密度試験　：N=3試料
三軸圧縮試験　：N=2試料
（CUバー）
繰返し三軸試験：N=1試料
水位観測孔設置：N=1孔
水位観測　：N=3回
（新設孔1孔×1回）
（既存孔1孔×2回）
PS検層　：1孔
安定解析　：1盛土

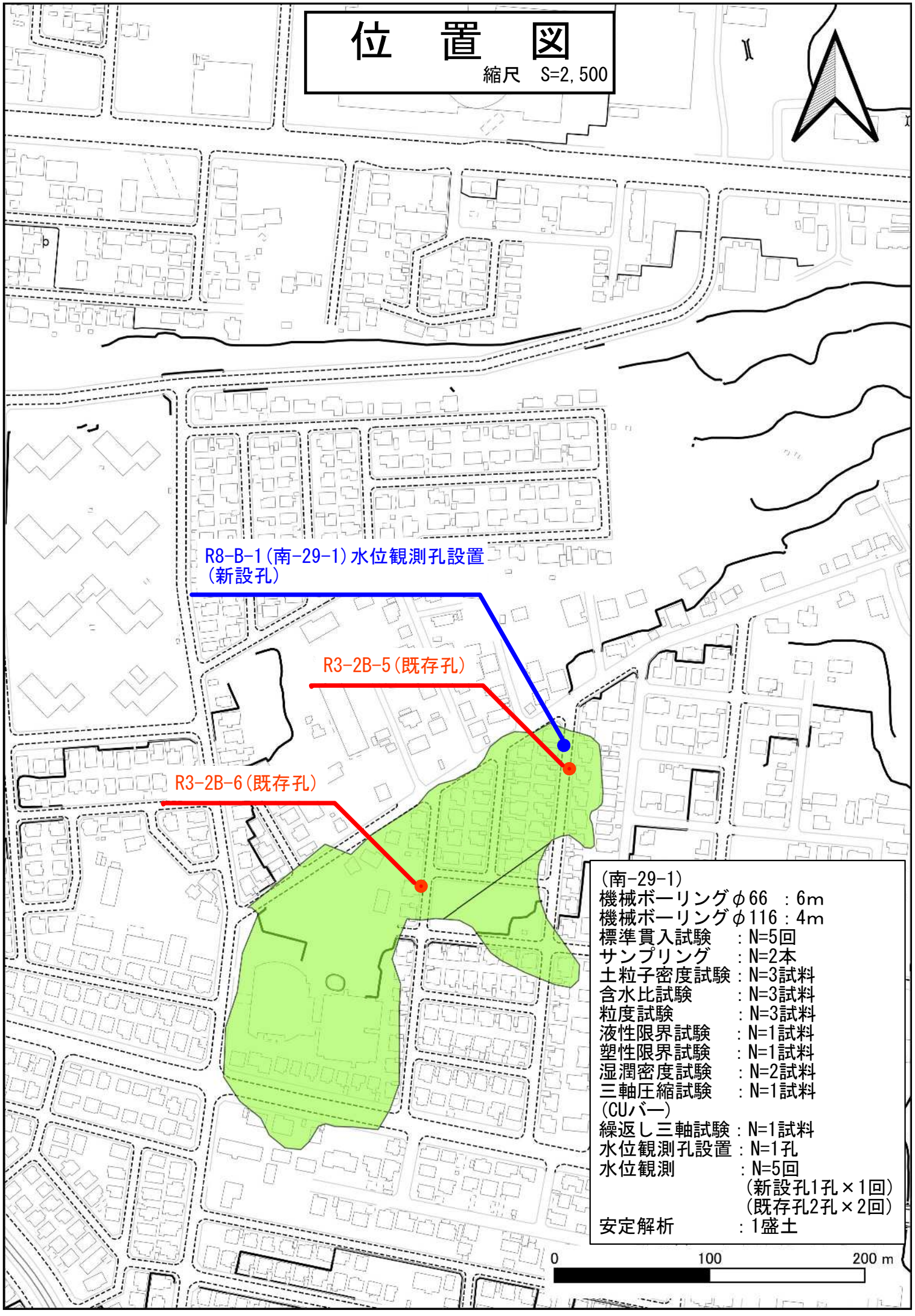
位　置　図
縮尺　S=2,500
R8-B-1(南-29-1)水位観測孔設置
(新設孔)
R3-2B-5(既存孔)
R3-2B-6(既存孔)
(南-29-1)
機械ボーリングφ66　：6m
機械ボーリングφ116：4m
標準貫入試験　：N=5回
サンプリング　：N=2本
土粒子密度試験：N=3試料
含水比試験　：N=3試料
粒度試験　：N=3試料
液性限界試験　：N=1試料
塑性限界試験　：N=1試料
湿潤密度試験　：N=2試料
三軸圧縮試験　：N=1試料
(CUバー)
繰返し三軸試験：N=1試料
水位観測孔設置：N=1孔
水位観測　：N=5回
(新設孔1孔×1回)
(既存孔2孔×2回)
安定解析　：1盛土
0
100
200 m

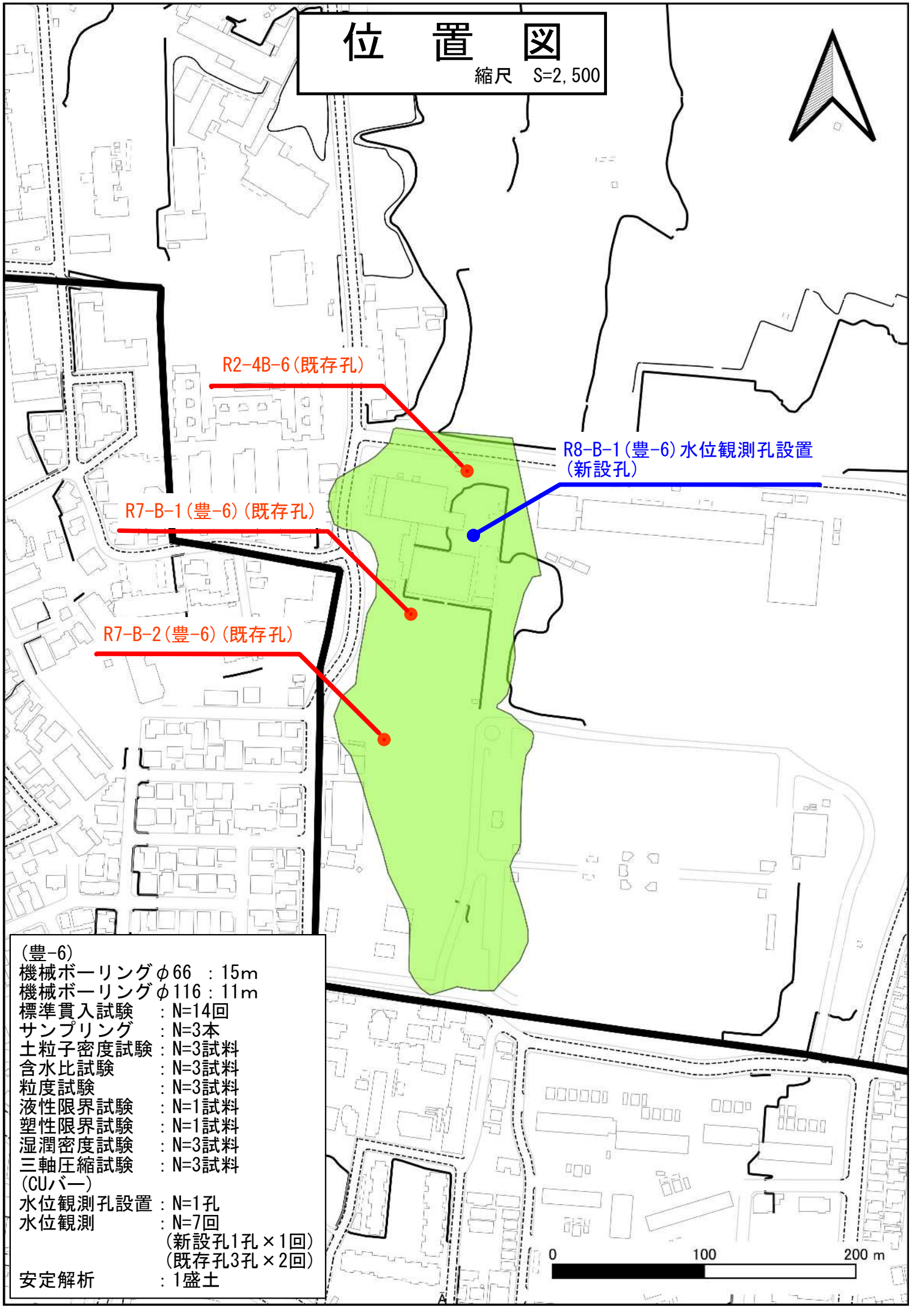

（豊-6）
機械ボーリングφ66　：15m
機械ボーリングφ116：11m
標準貫入試験　：N=14回
サンプリング　：N=3本
土粒子密度試験：N=3試料
含水比試験　：N=3試料
粒度試験　：N=3試料
液性限界試験　：N=1試料
塑性限界試験　：N=1試料
湿潤密度試験　：N=3試料
三軸圧縮試験　：N=3試料
（CUバー）
水位観測孔設置：N=1孔
水位観測　：N=7回
（新設孔1孔×1回）
（既存孔3孔×2回）
安定解析　：1盛土

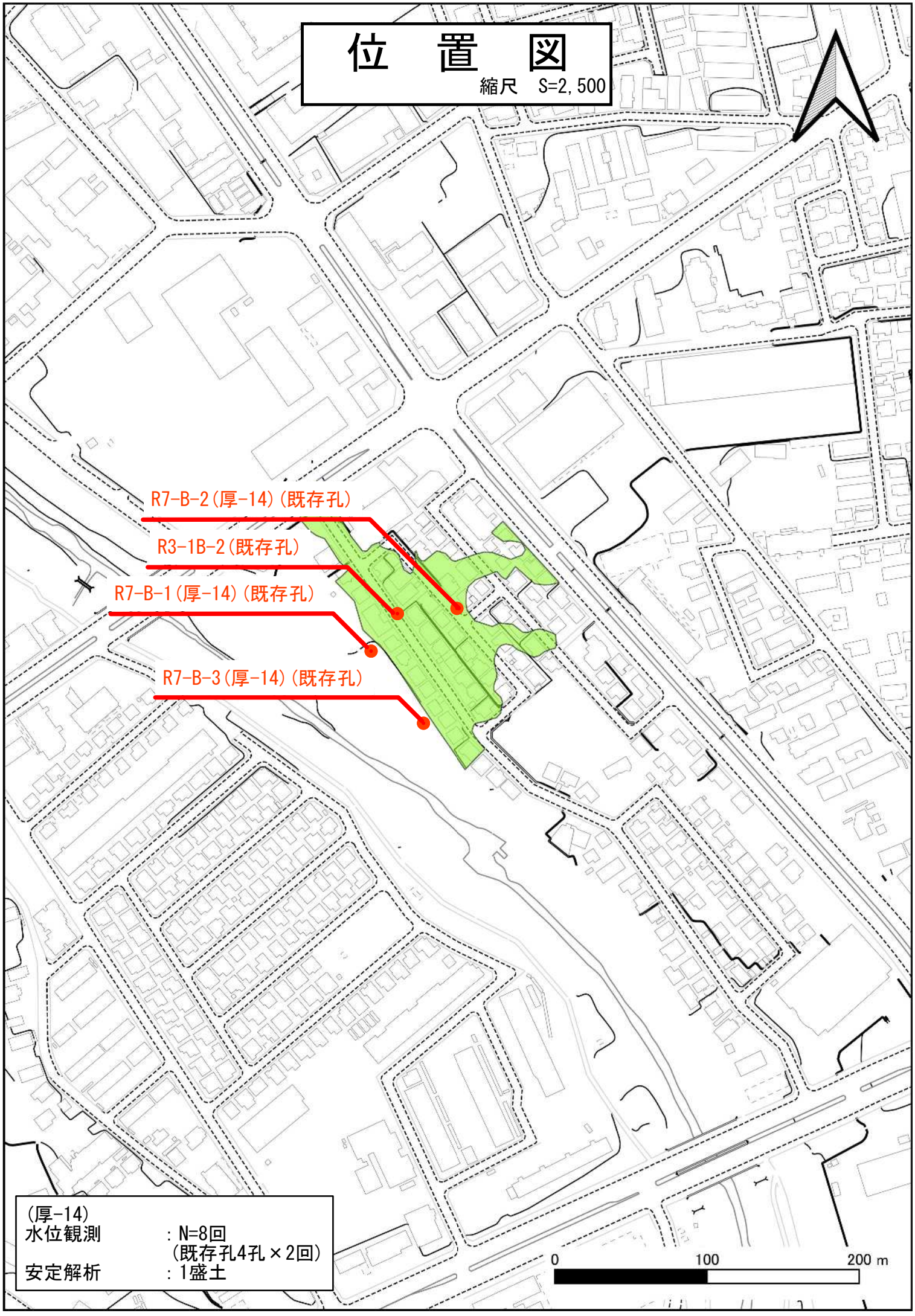
位　置　図
縮尺　S=2,500
R7-B-2（厚-14）（既存孔）
R3-1B-2（既存孔）
R7-B-1（厚-14）（既存孔）
R7-B-3（厚-14）（既存孔）
（厚-14）
水位観測　：N=8回
（既存孔4孔×2回）
安定解析　：1盛土
0
100
200 m

業務説明書

１．概要

基準点測量：一式　水準測量：一式　路線測量：一式　機械ボーリング：一式　サンプリング：一式
標準貫入試験：一式　土質試験：一式　地下水位調査：一式　解析等調査：一式　　地すべり調査：一式　打合せ：一式

２．場所　　厚別区厚別東２条１丁目ほか

３．期間　　契約書に示す着手の日から令和 9年 3月 5日までとする。

４．図面　　別添のとおり

５．仕様書　　札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、札幌市大規模盛土造成地変動予測調査のための地盤調査マニュアル、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインおよび同解説、大規模盛土造成地の経過観察マニュアル、札幌市公共測量仕様書、その他関連資料、特記仕様書による。

６．特記仕様書　別添のとおり。

社会資本整備総合交付金事業　令和8年度　大規模盛土造成地変動予測調査
第二次スクリーニング（厚別東地区ほか1地区）

特　記　仕　様　書

１．総則

（１）本業務は、業務説明書に記載のある仕様書に基づき行うものとするが、これに指示のない事項であっても、業務上必要な事項については、受託者の責任において行うものとする。
（２）受託者は、委託者と連絡を密にとり業務を進めるものとする。
（３）現地ボーリング調査等の作業時においては、労働安全衛生規則等の各種法令を遵守するとともに、必要な安全対策等の措置は受託者が責任を持って行うこと。
（４）調査後は、整理清掃を行い現状に復すること。
（５）受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
（６）受託者は、本業務完了後であっても本市より説明を求められた場合は、速やかに担当者を派遣し、説明を行うものとする。

２．目的

当業務箇所は、令和２～４年度に実施した大規模盛土造成地変動予測調査における簡易的な安定性の検討の結果、国のガイドラインの基準等で盛土全体の安定性が確保されず、対策工事の必要性を検討する可能性がある箇所であることが分かった盛土である。当業務は、これらの盛土について、より詳細な地盤調査の実施及び滑動崩落に対する安定解析を行うものである。

３．業務の実施期間

本業務の実施期間は、契約時から令和９年３月５日までとする。ただし、安定解析は令和8年11月中旬を目途に実施すること。

４．業務項目

本業務の項目は以下のとおりである。
(1)　基準点測量
(2)　水準測量
(3)　路線測量
(4)　現地踏査
(5)　ボーリング調査
(6)　標準貫入試験
(7)　サンプリング
(8)　室内土質試験
(9)　地下水位観測孔の設置と地下水位観測
(10)　液状化判定
(11)　地質断面図の作成
(12)　舗装復旧
(13)　PS検層
(14)　斜面安定解析(二次元分割法、⊿u法、二次元FEM時刻歴応答解析)
(15)　有識者会議の出席・資料作成

４．１．業務内容

本業務で調査対象となる大規模盛土造成地は、前年度の地盤調査結果等を踏まえた安定解析を中心に実施する２年目調査盛土と追加検討調査を実施する盛土に分かれる。
調査対象盛土の分類は以下の通りである。
２年目調査盛土：厚-14(厚別東地区)、豊-6(平岸地区)
追加検討調査盛土：南-11-2(南沢地区)、南-29-1(藤野地区)

斜面安定解析は、札幌市大規模盛土造成地変動予測調査マニュアルや大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインおよび同解説を参考に行うものとする。
業務の詳細については、委託者と協議の上、決定するものとする。上記協議による業務内容の変更および現場条件による数量変更等が生じた場合、また、現場状況や関係機関協議により安全対策に関する措置が変更となった場合は契約変更の対象となるため委託者と協議すること。
下記「斜面安定解析」については、図4.1.1に示すフローに基づき、盛土ごとに必要な解析を判断・実施するものであることから、地下水位の変動等によって解析等の内容が増減する場合がある。

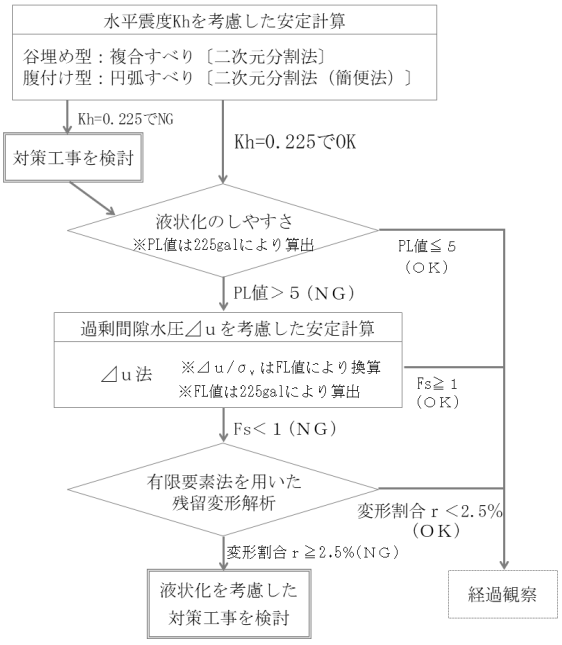

図4.1.1　第二次スクリーニング解析フロー

(1)　基準点測量

測量業務については「札幌市公共測量仕様書」に基づき行うものとする。
路線測量を行うための準備として、4級基準点測量を行う。

(2)　水準測量

基準となる高さを設定するために、4級水準測量を行う。近傍に三角点や水準点がないため、街区基準点の参考値を準用してよいが、DEMデータとの整合をとるため電子基準点を既知点としているものに限る。（これもない場合は、GNSS測量（スタティック法：観測時間60分以上）によりベンチマークを設置する）また、作業の過程で仮ベンチマークを設置すること。既設観測孔の蓋の高さも計測すること。（柱状図や水位データを用いた安定解析の際に、計測した高さを反映させる）

(3)　路線測量

詳細の地形を把握するために、路線測量を行う。測線の平面計画においては、1/2500の国土地理院の数値地図や札幌市現況図等を使用すること。旧地形図や開発図面等から測線の位置を決定し、中心線測量及び縦断測量を行う。中心線の決定においては、必要に応じて単曲線又は折れ線を使用すること。測点は10m間隔を基本とするが、擁壁や家屋などの高さの変化点においても計測し、データの補間を行うこと。

(4)　現地踏査

調査地域内を踏査して、既往資料・地形図および空中写真の判読などもふまえ、地すべり等の地形的な特徴・性状、湧水等を観察するものとする。
貸与する宅地造成時の開発図面から調査測線を設定し、断面図をCADで作成するこ

と。その際、現地と図面が明らかに一致しない箇所がある場合は、現地計測の上、図面に反映すること。

(5)　ボーリング調査

ボーリング調査は、大規模盛土造成地において、盛土地盤とその支持地盤の性状を把握する目的で実施する。本孔はオールコアとし、標本は納品対象としないが、コア箱は納品すること。標本ビンのコア箱への収納も不要とする。

作業に際しては作業上の制約事項や地下埋設施設等への影響の有無について、関係管理者等と事前に調整し、埋設施設の破損が懸念される箇所については、管理者等の立会のうえ人力掘削により行うものとする。またロードヒーティングが埋設されているか必ず地先に確認すること。

ボーリング調査箇所および位置の選定、掘削深さ（掘止めは地山到達後２ｍを想定）等については、委託者と協議の上、決定するものとする。

(6)　標準貫入試験

試掘後の深度から、深さ１ｍごとに実施する。

(7)　サンプリング

サンプリングは、地盤定数（単位体積重量γ、粘着力c、内部摩擦角φ）や液状化強度曲線を求める目的で実施する。サンプリングの対象は、過去の調査状況や軟弱層の分布状況から解析に必要な箇所を総合的に判断し発注者と協議の上で決定すること。採取後の試料について、運搬時の振動により土と水が分離しやすいものは、現地でドライアイスにより凍結してから試験室まで運搬するものとする。

(8)　室内土質試験

攪乱試料は盛土層で２箇所、地山で１箇所での採取を基本とし、土層の分布に応じて増減させる。液塑性限界試験は、細粒度含有率Fc＞35%のときに実施する。

繰返し非排水三軸試験は、JGS0541-2020に基づく記録のほか、有効応力経路図を作図し、破壊線と変相線を引き、変相角を確認すること。

(9)　地下水位観測孔の設置と地下水位観測

調査ボーリング孔を用いて、地下水位観測孔を設置する。谷底堆積層で止水処理をし、盛土下端まで有孔管を挿入するものとする。また、同観測孔の頭部は地表面から5㎜程度下げて鍵付きの孔口保護蓋を設置するものとする。

また、地下水位観測は、地下水位の季節変動や最高水位を把握する目的で、ボーリング孔を用いて行う。水位測定は、水圧式水位センサーを用いるものとする。

観測期間は観測孔設置後から業務期間内とするが、豊水期（豪雨期や雪解け期等）における地下水位の把握に努めるものとする。測定頻度は１時間ごととする。

水位観測の際は、水位計の正常動作を確認するため、手計り水位計による測定を並行して行い、その測定データを比較対照の記録として必ず残すこと。

地下水位観測結果は、降雨量や積雪量とともにグラフに整理して地下水観測孔カルテに記すこと。

新規に観測孔を作成した場合は、設置位置を緯経度で標記する際に約30cm程度の精度となるように小数点第三位の秒数までカルテに記すこと。

(10)　液状化判定

液状化判定の対象とすべき土層がある場合は、FL値およびPL値を算出すること。このとき、設計水平震度Kh=0.225、マグニチュードM=7.5、地下水深度は50cm単位による切捨てとし、算出式は建築基礎構造設計指針（日本建築学会）によること。

(11)　地質断面図の作成

ボーリング、地下水観測などの結果や、開発図面、過年度成果を用いて、地質断面図を作成すること。

(12)　舗装復旧

調査完了後は即日舗装の復旧を行うこと。当日に本復旧できない場合は委託者と協議の上、仮復旧を実施し、後日、本復旧を行うこと。

なお、ボーリング孔周りの舗装復旧は「札幌市土木工事共通仕様書」に基づき実施

するものとし、これに定めのない事項については監督員と協議すること。

(13) PS検層

各層のS波速度Vs、動ポアソン比ν、せん断弾性係数Gを把握するために、既設観測孔（塩ビφ50）を用いてPS検層（ダウンホール方式、１m間隔）を実施する。

(14) 斜面安定解析

1) 共通事項

土質定数ｃ、φ、γや上載荷重については、現地状況を踏まえて適切に設定すること。地下水位については、後述の「図4.1.2　降雨による地下水位上昇の異常値の判断フロー」に従ってデータを処理したのち、90日平均の地下水位を求め、各孔の最も地下水位の高い値を解析に使用する。

2) 二次元分割法（全応力法）

谷埋め盛土型においては複合滑り、腹付け盛土型においては円弧滑りにて安定解析を行う。滑り面は「札幌市大規模盛土造成地変動予測調査のための地盤調査マニュアル」により設定する。検討する滑りの最低規模は、原則として最低水平長さが40m以上、且つ谷埋め盛土では10軒以上、腹付け盛土では5軒以上の被害が想定される規模とする。

水平震度kは、0.225とする。

3) 液状化の可能性のある場合の対応

液状化の可能性のある場合の安定解析として、各孔においてFL法による液状化判定を行い、水平震度k=0.225でPL値＞５となる測線においては、⊿ｕ法（k=0.225のみ）による一次判定を行う。液状化層の土質定数は有効粘着力ｃ’、有効内部摩擦角　φ’とする。

4) 二次元FEM時刻歴応答解析(地震時残留変形解析)

⊿ｕ法による解析で安全率Fs＜１となった場合には、二次元ＦＥM時刻歴応答解析（地震時残留変形解析）による二次判定を行う。解析プログラムは、液状化特性を反映できるもの（LIQCA又はFLIP等）とする。

液状化特性のパラメータは、過年度に実施した繰返し非排水三軸圧縮試験より設定することを基本とする。

ＰＳ検層により得られた各層のS波速度Vs、動ポアソン比ν、せん断弾性係数Gをモデルに反映させる。

入力する地震波形は、加速度応答スペクトルSaが720gal（800gal×地域係数0.9）程度となるように振幅調整された60秒以上の３波（建築告示波、胆振東部波、十勝沖波）とする。解析に使用する波のデータは発注者より提供する。

解析結果の判定は、水平及び垂直変形量の合成値／滑り面延長＜2.5%により行う。また、平成30年北海道胆振東部地震による現地被害状況と乖離なくモデル化されているかを確認するため、近傍の消防署(もみじ台)観測波から工学的基盤に引戻した波形を作成し、照査を行う。

5) 対策工事が必要と判定された場合の対応

各種解析の結果、対策工事が必要と判定された場合には、調査結果や大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインおよび同解説等の各種基準書に基づき、住宅地などの現場条件を勘案した最も効果的かつ経済的な対策工法の選定を行うこととする。

対策工法の選定にあたっては工種や配置、構造、概算の数量、工事費等に基づく比較検討を行うものとする。

また、選定した工法についての施工要領（施工順序および注意事項）等の一般的事項を作成する。

これらにおいては、設計変更の対象とする。

(15) 有識者会議の出席・資料作成

当該業務で調査した内容と考察を整理し、有識者協議へ向けた資料の作成を行うこと。

また、会議に出席し資料の説明と質疑への回答を発注者と共に行うこと。

なお、今年度の有識者協議の開催日程は、現在調整中であるため、適宜状況を受託者へ

報告する。

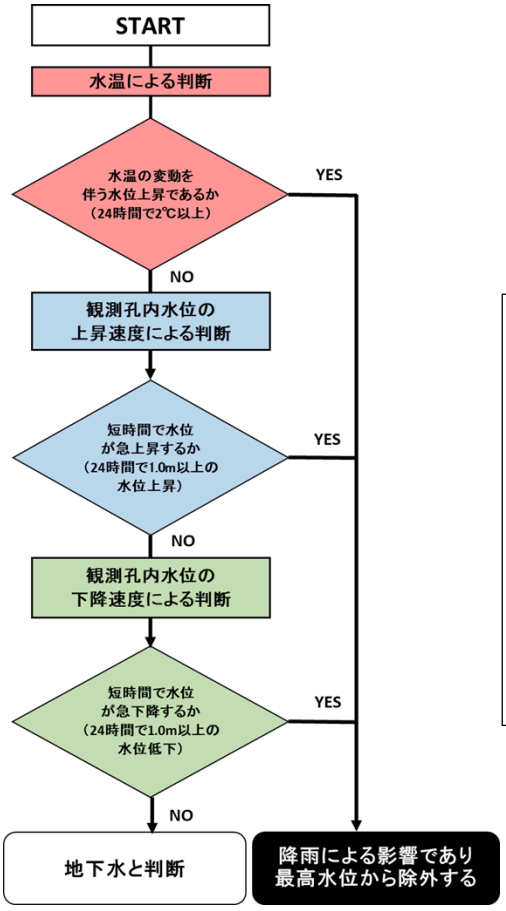

盛土の透水係数は概ね $10^{-5}m/s$ である。この場合，1.0mの水位変動に27時間以上を要する。このため，1日（24時間）あたり1.0mの水位変動を目安として，以下に示す判断基準で明らかな異常値を除外することとする。ただし，判断が困難な場合，安全側となるように異常値としての除外は行わない。

※1：水温変化による異常値の判断
地下水の温度は短時間で変動しないため，24時間あたり2℃以上変動した場合は降雨や雪どけ水が観測孔内に直接流入している影響と判断する。

※2：観測孔内の水位上昇速度による異常値の判断
盛土の透水係数は概ね $10^{-5}m/s$ であり，短時間で急激に水位が上昇することはない。このため24時間あたり1.0m以上の水位上昇が発生した場合は観測孔内に直接流入している影響と判断する。

※3：観測孔内の水位低下速度による異常値の判断
盛土の透水係数は概ね $10^{-5}m/s$ であり，短時間で急激に水位が低下することはない。このため24時間あたり1.0m以上の水位低下が発生した場合は観測孔内に直接流入している影響と判断する。

図4.1.2　降雨による地下水位上昇の異常値の判断フロー

５．打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、業務完了時に行うものとし、主任技術者（管理技術者）が同席するものとする。また、安定解析に関する打合せの際には、使用している解析プログラムに精通している担当者も同席すること。

６．報告書作成

業務内容、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。また、報告書の概要版も作成するものとする。

７．成果品の提出

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品運用ガイドライン（案）［土木業務編］（以下、「電子納品ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
成果品は「電子納品ガイドライン」に基づいて再生した電子データを電子媒体で提出する。「電子納品ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「電子納品ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は委託者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品ガイドライン」に基づいて行うものとする。成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

（１）成果品

1　報告書（紙資料）：１部

2　報告書電子データ：２部

※地下水観測孔カルテ、構造計算書を含む

（２）提出場所：札幌市 都市局 市街地整備部 開発指導課

８．照査

照査は、業務の主要な区切り及び業務完了前に次の事項に関して照査する。

（１）本仕様書及びその他の諸基準との整合

（２）打合せ記録との整合

（３）成果品に対する主任技術者、照査技術者による検証

９．資格要件

地質調査業務に従事する主任設計者及び照査技術者は、以下の資格のうちいずれかを有する者とする。

（１）技術士　総合技術監理部門「建設－土質及び基礎」

（２）技術士　建設部門「土質及び基礎」

（３）RCCM　地質、土質及び基礎部門

１０．書類に関する事項

（１）本業務委託に係る業務計画書及び業務工程表を作成し保存するとともに、契約の締結後速やかに提出すること。

（２）現場作業等で身分証明書が必要な場合は、「身分証明書交付願」を作成し、委託者に提出すること。なお、身分証明書は現場作業等が完了した段階で速やかに返却すること。

（３）業務の進捗を報告するため、「業務報告書」に業務月報を添付し、翌月初めに委託者に提出するものとする。

（４）受託者及び委託者は、指示、承諾、協議、検査及び確認などについては、打ち合わせ簿で行わなければならない。なお、打ち合わせ簿については、双方が署名又は押印した原本を委託者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。

１１．著作権の帰属

本業務の成果物に関する著作権は本市に帰属するものとし、受託者は本業務の成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を本市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作者人格権を本市又は本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、受託者は本市に対し、本業務で制作したものが第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

１２．その他

（１）現地での各種調査の実施に当たっては市民生活及び生活環境への影響に十分配慮すること。

（２）本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏えいしてはならない。

（３）本業務調査結果並びに成果品については本市の同意なくして使用してはならない。

（４）業務内容について、不明な点や疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

（５）業務の履行に必要な用具及び資機材はすべて受託者の負担とする。

（６）策定単価については、札幌市役所都市局市街地整備部開発指導課で閲覧することができる。
（住所：札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所本庁舎７階南側）

１３．個人情報の取扱いについて
個人情報については、「【別記】個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき取り扱うこと。

以　　上

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（役務・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第１条　受注者（受託者）は、本役務（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第２条　受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第３条　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

４　受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

５　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

６　従業者は、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第４条　受注者（受託者）は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

３　受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第５条　受注者（受託者）は、本役務（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

２　受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））

第６条　受注者（受託者）が、本役務（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

２　受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
(1) 下請契約（再委託）先の名称
(2) 下請契約（再委託）する理由
(3) 下請契約（再委託）して処理する内容
(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法
３　発注者（委託者）が第１項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
４　発注者（委託者）が第１項及び第２項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
５　前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）
第７条　受注者（受託者）は、本役務（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
２　受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）
第８条　受注者（受託者）は、本役務（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
(1)　個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
(2)　組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
(3) 従業者の監督を行うこと。
(4)　個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
(5)　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）
第９条　受注者（受託者）は、本役務（業務）において利用する個人情報について、本役務（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）
第１０条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）
第１１条　受注者（受託者）は、本役務（業務）の終了時に、本役務（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
２　受注者（受託者）は、本役務（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合

は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
３　受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　受注者（受託者）は、前３項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
５　受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第１２条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）
第１３条　発注者（委託者）は、本役務（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
２　発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本役務（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）
第１４条　受注者（受託者）は、本役務（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
３　発注者（委託者）は、本役務（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）
第１５条　発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する役務（業務）の全部又は一部を解除することができる。
２　受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）
第１６条　受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式１－１】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

（役務・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等）

令和　　年　　月　　日

（会社名等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役務等名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

１　個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

□　個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出

□　契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

２　個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記１により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

（総括保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□基本方針等に記載がある（該当する場合は□欄にチェック）

３　従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

□　従事者名簿

所　属	役　職	氏　名	秘密保持誓約
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記３(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2)　従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記３(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

□　秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出

□　従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

４　管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施錠装置　　□　有り　　□　無し
その他（　　）

５　セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

□　取り扱うことができる従業者を定めている。
□　セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
□　施錠できる耐火金庫等に保管している。
□　電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
□　その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６　事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７　情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

□　情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
□　複数人で持ち運ぶこととしている。
□　その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

厚別東地区　業務数量一覧表		
項目・工種・種別	数量	単位
１．測量業務		
（1）基準点測量		
1）4級基準点測量（細部多角測量）	10	点
2）謄本交付手数料	2	点
（2）路線測量		
1）作業計画	1	業務
2）現地踏査	0.20	km
3）線形決定	0.20	km
4）中心線測量	0.20	km
5）仮BM設置測量　3級水準測量観測	0.52	km
6）縦断測量	0.20	km
7）詳細測量（縦断測量）	0.20	km
２．地質調査業務		
（1）機械ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ	52	m
（2）標準貫入試験	28	回
（3）シンウォールサンプリング	2	本
（4）トリプルサンプリング	6	本
（5）土質試験		
1）土粒子の密度試験	9	試料
2）土の含水比試験	9	試料
3）粒度試験(比重浮ひょう試験分析)	9	試料
4）土の液性限界試験	3	試料
5）土の塑性限界試験	3	試料
6）土の湿潤密度試験	8	試料
7）土の三軸圧縮試験	6	試料
8）土の繰返し非排水三軸試験	2	試料
（6）地下水位観測孔設置	3	孔
（7）地下水位観測・資料整理	23	回
（8）PS検層		
1）測定費	1	孔
2）データ整理・計算費	1	孔
（9）運搬費	1	式
（10）準備費	1	式
（11）仮設費	1	式
（12）安全費	1	式
3．解析等調査	1	式
4．地すべり調査		
（1）PS検層　解析費	1	孔
（2）安定解析（二次元分割法、⊿ｕ法）	4	盛土
（3）安定解析（二次元FEM時刻歴応答解析）		
1）解析条件の設定	1	業務
2）計算の実行	1	断面
3）結果の整理検討	1	断面
4）計算結果の評価・考察	1	業務
5．有識者会議資料作成	1	式
6．打合せ（中間打合せの回数 3回）	1	式